

### 講義③

## 「公共図書館に求められる障害者へのサービスとは―障害者差別解消法の施行を受けて」

講師：つくし総合法律事務所  
弁護士 大胡田誠

### 1 障害者差別解消法制定の背景

従来、障害は心や身体の機能の欠陥だと捉えられおり、個人の訓練やリハビリによって克服されるべきであるとされていた。それが 20 世紀から 20 世紀の終わりにかけて、障害に関するとらえ方が大きく変化した。多様な人の生活を想定せずに作られた社会の不備こそが障害である、社会の側が障害をなくす努力をしなくてはならないと考えられるようになった。この考え方が具体化されたものが障害者権利条約であり、障害者差別解消法である。

### 2 障害者権利条約

障害者権利条約の目的は、障害があっても人権が保障され、自由でかけがえのない個人として尊重されることにある。中心的な眼目は障害者に対するあらゆる差別を禁止したことであり、合理的な配慮を行わないことも差別とされた。合理的配慮とは障害者が、平等に社会に参加するために必要な手助けなどのことをいう。従来、差別というのは障害者を積極的に排除することを指していたが、障害者に対し適切な配慮を行わないことも差別であるとされた。この国際的な条約を国内で具体化するためにできた法律が障害者差別解消法である。

### 3 障害者差別解消法と「基本方針」のポイント

障害者差別解消法の目的は、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重することにある。その実現のための 2 つの柱がある。1 つは障害を理由とする不当な差別的取扱いを禁止したこと。2 つ目は合理的配慮の提供を義務づけたことである。

#### (1) 不当な差別的取扱いの禁止

政府が作成した「基本方針」によれば「不当

な差別的取扱い」とは、障害者に対して正当な理由なく、財・サービスや各種機会の提供を許否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害がない人には付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することとされている。しかし、ありとあらゆる場面で障害者を区別してはいけないのかというところではない。「正当な理由」がある場合には区別して取り扱うことも認められる。「基本方針」では「正当な理由」がある場合とは「客観的にみて正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合」をいうとされている。

#### (2) 合理的配慮の提供

障害者が求めた場合には、過重な負担とならない限り、必要かつ合理的な配慮を提供しなくてはならないと定められた。「基本方針」には合理的配慮の例として、物理的環境・意思疎通の配慮、ルールの柔軟な変更などが挙げられている。

合理的配慮と似た考えに駅や建物などのバリアフリーがある。バリアフリーも合理的配慮も、共に、障害者も平等に参加できる社会を作ることを目指す取り組みであるが、一応、この 2 つの位置づけを整理して理解しておきたい。不特定多数の障害者や高齢者の利便性を向上させるために建物の改良などを行うことがバリアフリーであり、これはいわば社会のインフラ整備といえよう。バリアフリーの取り組みによって社会の底上げを図っても、どうしても、なおバリアが残ってしまうことがある。その残されたバリアを個別に障害者からの申し出に対応して解消していくのが合理的配慮である。そのため、障害者は、合理的配慮を受けたいと思うならば、まず、自分が必要としている配慮を、相手の事業者などにわかりやすく説明することが求められる。申し出を受けた事業者などは、「面倒だ」などと無視したり安易に拒絶することなく、これに真摯に対応していかなければならない。お互いの歩み寄りの努力が重要である。



(講義中の大胡田講師)